

## 2 訪問型サービス(予防専門訪問型)サービスコード表

サービスコード 種類	項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位	
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	266	1回につき	
A2	2414	訪問型独自サービスⅣ・同一		266 単位 ※月4回まで 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	239		
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,168 単位 ※月4回を超える場合 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	1,051		
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援 1・2(週1回程度)	38	1日につき	
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		38 単位 ※月4回を超える場合・日割 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	34		
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	270	1回につき	
A2	2514	訪問型独自サービスⅤ・同一		270 単位 ※月8回まで 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	243		
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,335 単位 ※月8回を超える場合 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	2,102		
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援 1・2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位 ※月8回を超える場合・日割 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	69		
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援 2(週2回を超える程度)	285	1回につき	
A2	2624	訪問型独自サービスⅥ・同一		285 単位 ※月12回まで 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	257		
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援 2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,704 単位 ※月12回を超える場合 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	3,334		
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援 2(週2回を超える程度)	122	1日につき	
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位 ※月12回を超える場合・日割 事業所と同一建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	110		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	チ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		

注) 明石市は、1回あたりの単価を採用しているため、表内の「1回あたり」のサービスコードを使用し、1月につき所定の回数を超えた利用がある場合に「1月につき」のサービスコード(月額包括報酬)を使用する。報酬の算定に当たっては、明石市の地域区分単価(6級地)を使用する。